

これまでの議論において提案された（主な）方策等（案）

※ 第1回会合から第5回会合の議論で提案された方策等について、反対意見が示されたものも含め記載しているが、本部会の取りまとめにおける採否や記載の在り方は、今後、議論・検討する。

第1 送還を促進するための措置の在り方

1 退去強制令書の発付を受けた者に対する自発的な出国を促すために考えられる運用上又は法整備上の措置

- 早期に出国した場合、一定期間経過後の再度の上陸やその際の在留資格の付与を可能とし、これを促す措置の導入・活用
- 送還先等に関する本人の意向を聴取する手続の創設
- IOMによる自主的帰国・社会復帰支援プログラムの活用

2 退去強制令書が発付されたものの本邦から退去しない行為に対する罰則の創設

- 退去しない理由を考慮の上、退去を命じる制度と命令違反者に対する罰則の創設
- 退去命令による退去義務の履行を確保するための執行罰の利用
- 渡航文書の申請を命じる制度と命令違反者に対する罰則の創設

3 庇護を要する者を適切に保護しつつ、送還の回避を目的とする濫用・誤用的な難民認定申請に対処するための運用上又は法整備上の措置

(1) 庇護を要する者の適切な保護

- 難民条約上の「難民」の解釈の明確化
- 人道的な配慮を理由に在留を認める者の対象の明確化
- 難民認定における手続の整備（代理人の同席等）
- 難民認定申請の迅速な処理のための体制や手続の整備

(2) 送還の回避を目的とする濫用・誤用的な難民認定申請に対処するための措置

- 濫用・誤用的な難民認定申請を簡易に処理する仕組みの創設
- 濫用・誤用的な難民認定申請に対する送還停止効の適用除外

4 その他送還を促進し、又は送還が困難な者に適切に対処するための措置

- 退去強制令書の執行力（人・機材等）の強化
- 送還先国政府との協定締結といった外交的方策
- 在留特別許可の活用と許可基準の明確化

第2 収容の在り方

1 収容期間の上限、収容についての司法による審査

- 収容をその必要性がある場合に限定
- 退去強制令書による収容期間の上限の設定
- 収容についての司法審査の導入

2 被収容者のプライバシーの確保や被収容者に対する医療、被収容者の心情把握・ケアに関する取組等の被収容者の処遇

- 被収容者のプライバシー確保のための施設内環境の整備
- 拒食者・治療拒否者に対する有効な医療を可能とするための措置
- 常勤医師の確保に向けた措置（兼業に係る特例等）
- 被収容者による情報へのアクセス手段の強化
- 被収容者と入管当局等との意思疎通の確保・強化
- 職業訓練や学習等の機会の提供
- 被収容者による規律違反行為を抑止するための方策

3 仮放免

(1) 仮放免の要件・基準

- 仮放免の要件・基準の明確化
- 不許可理由の告知の実施

(2) 仮放免された者による逃亡等の行為に対する罰則の創設

- 仮放免された者による逃亡等の行為に対する罰則の創設

4 その他収容の長期化を防止するための措置

- 仮放免の活用
- 収容代替措置の創設・活用

以上